

アルケイア―記録・情報・歴史―
第六号 二〇一二年三月 二五―四七頁
南山大学史料室

記録が残されないことに関する試論
―業務の現場と政治学の視点から

大庭弘継

The Ethics of not Leaving Records :
An Exploration from the Perspectives of Political Science and
Practical Application

OHBA Hirotsugu

archeia: documents, information and history

No.6 March, 2012 pp.25-47

Nanzan University Archives

記録が残されないことに関する試論

―業務の現場と政治学の視点から

大庭弘継

はじめに

記録を残すことと、記録を作ることは表裏の関係にある。しかしながら、アーカイブズ論において、記録の作成現場を考察した論稿は目立たない。結果として、「記録を残せ、保存せよ」との主張だけが、繰り返されているということになる。だが、記録が重要であることは、記録作成者たちも認識している。であればこの主張の反芻だけでは、現実の改善を生み出すとは限らない。つまり、記録作成者たちに届くだけの訴求力を持つ主張だとは言いがたいだけでなく、あらゆる記録は残されるべきとする極端かつ実効不能な要求を、意図せずして課してしまう恐れがあるからである。本稿は二〇一一年に施行された公文書管理法を念頭に、記録を保存することは記録を作成することと表裏であるとの問題認識のもと、記録を作る側から見て記録が残されない状況を整理するものである。¹⁾

一 記録の必要性

なぜ記録を残す必要があるのだろうか。おそらく多くの歴史家にとってこの問題は悩むまでもない問いであろう。『春秋左氏伝』（または『史記』）で記述されている、君主を暗殺した重臣に抵抗した史官の逸話が象徴的である。

史官の大夫が、「崔杼その君を弑す」と直書すると、崔子は大史を殺した。するとその弟が兄のあとをついで同様に書いた。こうして殺される弟が二人あったが、さらにその弟がまた書いたので、崔子も殺しきれなくなつて許した。南史氏は大史の兄弟が残らず殺されたと聞いて、記録する竹のふだを持つて朝廷に出かけたが、記録されたというのを聞いて引きかえした。「鎌田一九七七、一〇五一頁」

いわゆる「崔杼其の君を弑す」の逸話は、歴史家の記録に賭ける倫理性、「史家の職務の神聖」「内藤一九七〇」を今に伝えてくれる。歴史学者やアーカイブズに関わる専門家であればこの逸話から「真実を伝える」という職務の重さを見出す者もいよう。つまり、記録は後世に残されなければならない。同時に現在に残された過去の記録に命を吹き込むことが、歴史家の使命である。記録を残すことは神聖な職務であつて、アプリオリに前提とするべきものである。

しかも記録は歴史家だけのものでもない。温故知新であるとか「愚者は経験に学び賢者は歴史に学ぶ」といった格言を持ち出すまでもなく、記録は今に生きるすべての人々にとつて生きて行くための基盤となるものである。特に現代の民主主義国家に生きている市民にとつて、様々な記録は、市民が主権者であるために不可欠なものだといえる。主権者として判断を下すための情報、つまり記録が存在しないことには、主権者たることはできない。情報を一部に握られ、主体的に判断を下すことができなければ、主権は名前だけのものにすぎなくなる。二〇〇二年に

施行された情報公開法、そして、二〇一一年に施行された公文書管理法と、資料の活用について法的な整備が進みつつある。その目的は国民主権を補完することである。公文書管理法の第一条は、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と宣言する。

記録を残し保存することは正しいことであり必要不可欠なことであるとすると倫理は確かに多くの人々に是認されるものである。称揚されるべきものでもあろう。だが、果たして実際に記録は残されるのであろうか。公文書管理法の施行など近年の法的な整備による変化を、官僚Aは「大量の文書を移管するようになった一方できちんと文書を捨てるようになった」と相反する評価を述べ、官僚Bは、「公文書管理法ではなく、情報公開法の施行によって、役所はなるべく文書を作成しないようになった。公文書管理法については、少なくとも私はほとんど意識したことはない」と述べる^③。さて、わずか二人の官僚の証言から公文書管理法に代表される文書管理の現状と今後の評価を下すのは短絡的であるが、「記録が残されない」という点に引つ掛かるところを感じる研究者も多いだろう。「国民主権に反する行いではないか」と。もちろん多くの研究者は、「記録が残されないことがある」という事実を直感的には認識してはいる。だが、なぜ「記録が残されないことがある」のか、具体的事例を踏まえて、納得している研究者は少ないのではなからうか。

本稿は、なぜ記録保存の倫理に反して、記録が残されないのか、という問いに対する回答の試論である。本稿は記録保存の倫理が衝突を引き起こすがゆえに、記録が保存されない状況を類型化する。むろん本稿で使用する倫理というタームは、一般的な道徳から判断基準に至るまで幅広い意味を含み、多様な使用のされ方をする。分析視角として曖昧であるとの意見もあろう。だが具体的事例に即して考えた場合、直観的にいくつかの具体的な状況が抽出できる。例えば、医師の倫理を考えてみよう。医師の倫理は人を病氣や怪我から救うことである。だが医師もま

た一つの職業であり、私利を追求する。過度な私利の追求を阻止するために、法的な制度を整えて、過度な私利の追求を制御している。また人を死そのものから救い出すことはできない。そのうえ、トリアージのように、ときに人々の生と死を選別しなくてはならない状況に直面することもある。本稿はこの倫理に限界が存在するという直観から、次の項目で考察を進める。それは、利益との衝突、実効性との衝突、他の倫理との衝突である。ある倫理がいついかなる時も妥当するとは限らない。「正義よなされよ、たとえ世界が減びるとも」との格言はナンセンスだが、「記録よ残されよ、たとえ業務が遅滞しようとも」もまた論外であろう。記録が人間に奉仕するべきであつて、記録に人間が奉仕するべきではない。記録が人々に奉仕するべきである。以上を前提として、なぜ記録が残されないのか、について論を進める。

二 利益との衝突

『記憶の暗殺者たち』「ヴァイダルⅡナケ一九九五」は、ナチズムによる犯罪の隠ぺいを試みる歴史修正主義者への批判である。この書で批判されているのは現代における記憶の暗殺の試みであるが、記憶を消し去るのにより有効な方策が存在する。それは意図的に記録を残さないことである。ナチスの犯罪の隠ぺい、記憶の暗殺の企ては、現代の歴史修正主義者によつてではなく、まずナチス自身によつて行われた。ナチスによるホロコースト、ユダヤ人の絶滅作戦は、ヒトラーによる文書での絶滅命令を残していない。ヒトラーの直接命令の有無については、歴史研究者の間でも議論がわかれるところではあるが、記録が断片的にしか残されていないのが実情である。直接の文書が存在しないという点で、歴史修正主義がホロコーストは無かつたとする主張が生まれる状況となる。「永岑

二〇〇三]

絶滅作戦の記録は故意に残されなかった。親衛隊長官ハインリッヒ・ヒムラー (Heinrich L. Himmler) が一九四三年いわゆる秘密演説において、ユダヤ人絶滅を「かつて書かれたことがなく、今後書かれることがない、われわれの栄光の歴史の一章なのである」と語ったことは有名である。そのヒムラーによって、ユダヤ人絶滅に関する記録は意図的に残されていない。その結果、果たして何百万人の人々がゲットトやガス室、占領地といった場所において殺害されたのか、常に推測の域を超えることができない。アウシュヴィッツ収容所長であったルドルフ・ヘス (Rudolf F. F. Hess) は次のように証言する。「大規模な作戦のあったあとではいつも、虐殺者数推定の手がかりとなりうるようなすべての証拠は、ヒムラーの命令で焼却され」、「かりに怠慢によって、あちこちの部署に、なお個人的な記録断片や、電話や、電信が残されていたとしても、総数については何の手がかりにもならないはずである」[「ヘス一九九九、三九九頁」、と。

例えば、残されているのは、ユダヤ人問題の最終的解決を期したとされる一九四二年一月二〇日に開催されたヴァンゼー (Wannsee) 会議の記録である。だがヴァンゼー会議は、局長級の会合であり、ドイツ第三帝国が国家として意思決定を行った記録と呼ぶには、いささか参加者が役不足に思われる。ナチスの意思決定過程の問題や記録の消去の問題など輻輳するにせよ、次のことが言える。二〇世紀において最も凄惨な悲劇として語られるホロコーストは証言と状況証拠によって証明されてきた、と。

同様な事例は現代においても、目にすることができる。一九九五年に生じたスレブレニツァの虐殺は、一九九四年のルワンダ・ジェノサイドと並んで、国際政治上の重大事件として記憶されている。だが、この事件における虐殺側、ボスニアのセルビア人勢力による記録は、ほぼ皆無である。直接、虐殺を命じた文書も、記録も残さ

れていない。スレブレニツアの虐殺の立件を目指した旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷の検察官たちは、「もつとも明白な文書の証拠を隠匿または破棄したものと確信」した「ヘーガン二〇一一、三五頁」。検察官たちが苦勞して見つけ出したのは、燃料の配分や警備の人員の移動を記録した工兵部隊の日誌に関する記録と、衛星写真を丹念に分析して位置を特定し、危険を犯しながら発掘した大量の遺体であった。

この二つの事例に共通するのは、意思決定過程が直接的な記録として、意図的に残されていないということである。これら二つの歴史的悲劇は、いわば状況証拠を積み重ねることで事実を明らかにすることができた、という事例である。記録は容易に消去することができ、加えて事実を立証するためには、容易ならざる労力を要するということが重要である。つまり歴史上、記録を消去することによって、消されてきた事実が多く存在していると推定しうる。

多くの歴史学者たちは、こういった「人類の良心に衝撃を与える」悲劇の記録を最も欲するであろう。だが同時に、そうであるからこそ、残されることが意図的に回避される類の資料である。そもそも倫理的に反しているからこそ、利益を擁護するために、記録を残し得ないのである。

三 実効性との衝突

むろん、前節の事例は、多くの歴史家にとって所与の事実と思われるかもしれない。悪意によって、歴史が消去される、だからこそ現代の民主国家においては、記録を残していくことが重要である、と。そして、現代の公務員に対しては、倫理を教育し非倫理的な行為を阻止するためにも記録を残させる必要があるのだ、と。

だが、そこにも困難がある。というのも、すでに多くの官僚が処理能力を大きく上回る仕事を抱えているからである。月曜日の朝に出勤して金曜の夜に帰宅する、残業代はほとんど付かず、目の前の業務を処理することで精一杯な状況において、現用業務に関連しない文書を整理保存するという「余計な」仕事にまで労力を割く余裕はない、と考える可能性は高い。逆に、必要に迫られるまで、文書を破棄せず、どこかに放置するという状況も生じるだろう。公務員を擁護することが本節の趣旨ではない。そもそも処理できない仕事を生み出したのは、官僚制度そのものである。本節では、処理できない仕事量、本稿の問題関心にそくしていえば、記録が残されない状況を生み出している要因を考察する。つまり実効性の問題に焦点をあてる。

1 文書の形式

公文書作成は、一般的な文書作成と大きく異なり、細かな規制が存在する。その一つに文書の形式が存在する。役所を舞台としたある小説で描き出された状況は典型的である「榊一九九八」。その小説は、金融恐慌を引き起こした一九二七年の片岡直温蔵相の答弁を真似て、金融危機を誘発する内容に大臣の答弁書が書き換えられていた事件から物語が始まる。その答弁書差し替えの犯人を探し出すのがこの物語の基軸をなすのだが、最終的には犯人は役人ではなく、部外者の犯行であった。どうやってそれを見抜いたのか。それは答弁書のフォントである。公文書は、すべからず「明朝体」で作成されなければならない。しかし犯人が偽造した公文書は「ゴシック体」で作成されている。よって犯人は役所内にいる部外者である、と。

ウェーバーが官僚制の特徴として文書主義を挙げ、マートン (Robert King Merton) が官僚制の逆機能としての繁文縟礼の弊害を指摘しているが、その問題を単に文書量が多いということだけで捉えてはならない。その大量の文

書を作成する手続きそのものが煩雑なのである。例えば、役所で使用される用語もまた、詳細に規定されている。かつては、内閣官房総務課が監修していた『公用文用字用語例集』「ぎょうせい公用文研究会、二〇一〇」は、多くの公務員が所蔵していることと思われる。というのも、この『例集』に規定されている文字こそが公用文に使用できるからである。例えば、「故に」は、公文書では「ゆえに」と記載されなくてはならない。

多くの研究者は、フォントやサイズ、余白の大きさなど、例えば古文書学などの一部の研究者を除いては、重視しない事柄かもしれない。だが文書を起案する段階において、細々とした規定をクリアしなければ、そもそも公文書の原議として不備なのである。

2 稟議制

意思決定過程を明らかにすることが公文書管理法の目的の一つである。しかし、日本の意思決定過程は判然としない。意思決定過程を残そうとしても、残すことが困難なシステムとなっている。

いわゆる稟議制は官僚制の特徴である。この稟議制は、どう運用されているのか。私の在職中、しばしば稟議、つまり合議、決裁、文書審査に至る文書処理過程は、スタンプラリーとも称されていた。起案者が合議権者一人一人に文書を持って回るといふ形式を取る。もちろん、文書が重要になればなるほど、合議にまわる人は、三〇人にも五〇人にもなる。筆者が持って回った最大の人数は三〇人であり、筆者が目にした最大の人数は、海上幕僚長を合議権者として五〇人の合議を経た文書であった。さて、数十人の合議を経るとはどういう状況か。合議権者が、それぞれ赤字で文書に訂正や解釈を書き込む。文書の余白は限られている。その文書を起案者は、度々、清書し直して、次の合議権者に持ち回る。すでに署名もしくは押印してある合議欄の「かがみ」はそのままに、原議本文のみを差

し替えて次の合議権者に持ち回る。

さてこの状況において、合議権者による修正を含めて、意思決定過程を正確に把握しうる人間は、文書の起案者ただ一人である。だが、数十人をまわり、文書の打ち直しに追われる起案者は、意思決定過程をきちんと把握することはできるのだろうか。少なくとも、私は自信がなかった。個人的見解として、常に、すべての合議を踏まえて文書が作成されているとは断言しがたい。あくまで私の経験に基づく私の見解であって、すべての公文書作成過程に敷衍できるとは考えないが、おそらく同じ認識と経験を持つ公務員は存在するであろう。

3 保管場所の不備

私が今まで勤務した部署において、私は、自分自身が業務で使用する文書について、コピーし、ファイリングし、いつでも使用できる状況を整えていた。自身の業務卓周辺は、自身の業務文書が占有している。その他共通で使用する文書は、整理棚におかれている。それら文書は、部署ごとに管理されるものとして、部署の判断で処分が決められていた。

これらの文書について保管場所が圧倒的に足りない。たとえば、海上自衛隊のインド洋派遣に関連し、補給艦とわだでの誤破棄事件で注目された航泊日誌を取り上げよう。艦によって違いはあるが、公文書である航泊日誌は航海長の「私室」で私は管理していた。正確に述べれば艦艇において私区画は存在しない。しかし、より公的な区画において管理することが望ましいことは、在任中自覚していたし、多くの航海長も同意するところであろう。しかし、保管するスペースが存在しないのである。規則によれば航泊日誌は、一年間は当該艦艇に保存し、その後三年間は地方総監部で保管することとなっている。しかし総監部へ移管することはできなかった。移管について、総

監部に相談したところ、保管場所がないとのことで断られたこともあった。また破棄についても行わなかった。就役以来、十数年になる艦の航泊日誌は移管されることも破棄されることもなく、そのまま航海長の私室に保管されていた。正直に言えば、記録の重要さに躊躇し、捨てる勇気がなかった。物理的に保管場所がなく、かつ破棄もしないのであれば、保管されている文書は、増えていく一方である。

では、どのような場合に破棄されるのか。私自身は文書の大量破棄に直接関わったことはない。しかし、松本市における公文書の保管状況を調査した小松芳郎は、文書の大量破棄について、市町村合併を背景に次のように分析している。

合併後に多くの文書が失われたことが多かったのである。合併時というより、旧役場庁舎の移転と改築が廃棄の原因になっている。また、保存場所が何回かわるたびに、文書が大量に廃棄されてきた。文書が大量すぎるということと、それらを保存しておく場所が十分に確保されない場合は、廃棄することが一番の解決策ということになる。整理して廃棄することもまた、重要な仕事のひとつであるからである。その意味で。

「小松二〇〇六、四五頁」

つまり、捨てる勇気がなかった文書、倉庫の肥やしとなっていた多くの文書は、物理的保管スペースの問題によって、廃棄されてきたと論じている。毎日膨大な量の文書が生み出される中で、効率よく文書を管理するのは容易ではない。

近年の公文書管理の進展によりきちんと移管されるようになった、との話も聞くが、移管されるまでの間は、役所において文書を保管しなくてはいけない。そしてそのための物理的スペースは限られている。法律の成立と物理的空間の確保は、まったく異なる問題である。スペースが限られる中で、単に管理せよ保管せよと主張することは

無理難題であり、業務を阻害する。それでも、保管せよと主張する研究者もいるかもしれない。だが、限られたスペースに本や書類を山積みにながらの業務が非効率であることは、説明するまでもないことであろう。むしろ、そういった状況は、行政の姿として望ましくない。

四 他の倫理との衝突

近年では、沖繩返還をめぐる核密約の問題が、政治学や歴史学、アーカイブズ論、倫理学といった様々なディシプリンをまたいで耳目を集めた。一九六〇年代末、戦後の廢墟から高度経済成長をなし、復興を遂げた日本であったが、未解決の重い課題を残していた。それは、一九四五年以来、アメリカの占領下におかれたままの沖繩の本土復帰問題であった。沖繩戦で数十万殺された沖繩県民は、その数十万を殺したアメリカの占領下にいまだおかれていた。すでに西側諸国でGNP第二位を成し遂げた日本にとって、沖繩を本土に復帰させ、数十年にわたって沖繩が味わった苦難を取り除くことが不可能にしても、それを和らげるための本土復帰達成は急務であった。時の佐藤栄作政権にとって、倫理的な課題であったと言える。

だが沖繩は、アメリカの極東戦略にとって重要な拠点である。日本、韓国、台湾などの諸国からみて、あくまでリアリストの視点からであるが、アメリカのコミットメントの低下を招く事態は回避する必要がある。あった。

この難しい問題を、日本側の担当者、「総理の密使」として、米大統領補佐官キッシンジャー (Henry A. Kissinger) と交渉したのが、京都産業大学教授の若泉敬であった。若泉は、被爆国としての反核感情に留意し、米側と粘り強い交渉の上、沖繩からの核兵器撤去にこぎつける。だが、それは有事に際しては、アメリカが沖繩に核

を持ち込めるとの、密約を結んだ上での妥結であった。佐藤首相は、密約という形式に不満を示したこともあったが、最終的にはニクソン大統領との密約に署名した。

さてこの核密約であるが、一九九四年に若泉がその著『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』〔若泉一九九四〕で存在を公表、外務省はその存在を否定し続け、最終的には二〇〇九年に佐藤首相の自宅の執務机で発見されるまで、存在を否定されていたことは周知の通りである。

問題は、民主主義に対する背信ともいえるべき密約を結んだ倫理感である。密約交渉の当事者であり、密約によって私利を得ることなく、後に隠棲生活に入った若泉はどう考えていたか。秘密外交に対する世論の憤激を契機に生み出された学問である国際政治学の研究者である若泉は、この密約をどう考えていたのだろうか。その思いは「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」という一文に集約されている。そもそも、陸奥宗光が『蹇々録』に残した三国干渉の受諾に関して述べた一文である。政治とは選択であり、妥協である。沖縄県民の、日本人の悲願を叶えるために、少なくとも平時における沖縄からの核撤去を確約させた上で、アメリカ側が譲れない最後の一线、有事における核持ち込みを容認せざるをえないと考えた若泉の思いは、まさしく「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」であったのだらう。⁽³⁾ 若泉はその判断を次のように述べる。

日本及び日本国民の民族的要求を確実に実現するため、この一片の文書は支払わなければならない最小限の *onb ond pind* (代償) なのである。これなくしては、日本の固有の領土沖縄とそこに住む百万同胞は、「核抜き」という日本の基本的条件下で祖国に帰ってくることはないのだ。このことが、いま日本政府が直面している不可避の現実なのだ。〔若泉一九九四、四一六頁〕

普遍的な倫理が存在するかもしれないが、現実には複数の倫理が衝突している以上、政治は最小公倍数の選択を下

さなくてはならない。密約に関して、批判は数多くあろうが、若泉なりの倫理的な選択であったことは誰にも否定できない事実であるし、今後もこういった形での政治的選択や決断がなされる可能性があることも否定できないだろう。

その上で、アーキビストの関心は、密約という形式ではなく、密約文書の保管にあることと推察する。国家首脳が締結した「約束」が数十年間見つからず、二〇〇九年に佐藤首相の執務机から発見されたとはどういうことなのだ、と。だが、この「処置」もまた、佐藤の倫理的な苦渋の選択ゆえとみることができる。

佐藤自身は「核について、特別の取り決めとか、協定、条約などは一切結びたくない」という心情であったが、「絶対に外部に出さず、他の誰にも話さず、ホワイトハウスと首相官邸の奥深くに通づつ、極秘に保管する」という若泉の主張に押され、最後には「破ったっていいんだ。一切、言わん」と覚悟を決め、密約に署名した「若泉一九九四、三九七頁」。

では、密約原文はどう「処置」したか。「あの取扱いだけはくれぐれも注意してください」という若泉の問いに対し、「君、あれはちゃんと処置したよ」と佐藤は答えている。「若泉一九九四、五八四頁」。その「処置」とは、密約原文を自身の執務机に保管し、退任とともに机ごと持ち帰ることであったこと。

密約について、ぞんざいな扱いをしたといえるかもしれない。だが残さないことによって、責任を後任者に残さないという手段もある。佐藤は密約の効力について否定的な見解をたびたび述べている。

君、佐藤以降を拘束するといっても、それは書いたものでは決まらんよ。日本に対するアメリカの力関係で決まる。「若泉一九九四、三八三頁」

それなら、ポスト・ニクソンはどうするんだ。アメリカとの力関係で決まるんで、向こうがやればい

いんだよ。そんな大変な緊急事態になれば、事前通告で押し切れればいい。仕方ないではないか。「若泉 一九九四、三八七頁」

基本的には、佐藤は「密約」を単なる紙切れにしたいと考えていたのではないか。有事の核持ち込みが必要ならば、アメリカの独断でやっても構わない、というのが佐藤の心情である。実際、必要な場合、アメリカは力で押し切ることも可能だろう。だからこそ、日本側が内諾しているという証拠は残したくないし、後任者を束縛したくもない。だが、密約の現物が存在することは、心理的な負担を後任者に残すことになる。後任者を束縛することを回避するために密約を執務機に入れたまま、退任とともに自宅へと持ち帰ったのだ、との推測は根拠がないことであろうか。むしろ、佐藤自身は、密約の保管について、なんら個人的見解を残してはいない。だが以上の推察は、充分に考えうる出来事である。つまり首相個人の責任として処理するため、他の倫理との衝突ゆえに、記録を明確に残さないということが充分に考えられる。⁽⁴⁾

核密約の事例を倫理の衝突として例示されても納得できない研究者も多いかもしれない。では次の事例を倫理の観点から考えた場合、どう結論づけるであろうか。

一九九四年にルワンダで生じたジェノサイドは、約三カ月で八〇万人の人々がナタや斧といった原始的な武器によって、凄惨に虐殺された悲劇であった。この悲劇が、より深刻であるのは、このジェノサイドが生じていたルワンダに国連のPKO部隊が展開していたことにある。つまり国際社会はPKOをつうじて、ジェノサイドを目的の当りにしたにもかかわらず、ほとんど何もできなかった。

八〇万人が殺される状況において、わずか四〇〇名足らずでは制限されている。その一方で国連軍の保護下で約二万人の人々を保護することもできた。だが、美談として語り継ぐには、現場レベルだけ見ても数多く

の反省点が存在する。その一つに記録と報告をめぐる問題が存在する。その当時ルワンダに展開していた国連PKOであるUNAMIR（国連ルワンダ支援団）の司令官であったダレール（Roméo A. Dallaire）退役中將は、次のように回顧する。

UNAMIRにおいて、様々な国々から派遣されている士官たちが、砲撃が始まると同時に、情報を自分で集めたり自分たちのプレゼンス「筆者注・武力を含む実力行使を含意」で状況を統御するよりも、部屋にこもり計画や報告に傾注するのを幾度となく目撃した。事件が生じたなら、指揮系統の上位者に速やかに報告するという認識がそこには存在する。[Dallaire 2000, p.46]

駐屯地のすぐ外では、数多くの人々が惨殺されつつある。しかしUNAMIRの士官たちは、上位者に報告するための記録作成に没頭している。なんとも醜悪なカリカチュアではないだろうか。事態に対処するのではなく、報告に熱を入れるのは、本来の任務をないがしろにしている。

むしろ、事態対応の記録が必要ないといっているわけではない。ダレールは、上級司令部への報告の代わりをCNNやその他のメディアが果たしてくれる、と述べる。大まかな情勢の報告についてはそれで可能となるだろうが、UNAMIRにおける意思決定過程が記録されるわけではない。しかし、記録のために任務を、ましてや人々の生命を犠牲にすることがあってはならない。

もちろんジェノサイドは極端な事例であり、平時の公文書管理の経験として生かすには、かけ離れすぎているの意見もあるかもしれない。だが、公文書管理が極端に主張され規制が細くなれば、現状の行政機構は、実務ではなく、文書の保存に全力を傾注する事態も想定しうる。行政の任務は、まずは行政事務の遂行にある。行政記録は、必要に応じて作成される。だがあらゆる場面で記録を残そうとすることは不都合を生じる場合がある。よって、

ルワンダの事例のように本末転倒の事態を避けることが必要であろう。記録を残すべきとの教育だけでなく、必要な記録とその優先順位もまた定めておくことが重要であると考ええる。

おわりに

本稿は、記録保存の倫理が万能の原則ではないことを三つの衝突から説明した。利益との衝突、実効性との衝突、他の倫理との衝突である。むろん衝突が生じることと、記録を残さないことを正当化することは大きく異なる。

記録保存を考えるうえで、東日本大震災そして福島原発事故の記録を巡る問題は、様々な示唆に富む事例であろう。というのも、事故調査委員会によって現在進行形で検証がなされている最中であるが、この未曾有の災害に対する政府の対処は記録に残していなかったからである。二〇一二年一月二五日の朝日新聞朝刊は「原発事故対応の議事録なし 政府対策本部、認識後も放置」として次のように報じた。

東京電力福島第一原発事故を受けて政府がつくった原子力災害対策本部で、事務局の経済産業省原子力安全・保安院が会議の議事録を残していないことがわかった。昨年5月に議事録の不備がわかったのに「人線りが見つからない」と放置していた。事故対応を決める重要な会議にもかかわらず、何が話し合われたかを検証できないおそれがある。

もちろん、切羽詰まった状況において、事故対応ではなく、文書の記録を残すことに集中することは本末転倒である。だが、ICレコーダーやHDカメラなどの機器を用いて、記録を残すことは可能であったのではないか。

この点も含めて、大統領記録法が整備され、大統領の意思決定の記録が保存されている米国に比べて、日本の

記録保存は著しく立ち遅れているのが現状である。「廣瀬二〇〇九」。むしろ日本の文書保存を巡る現状が、そこまでの議論に行きつけないほど諸外国に比して著しく、人的面からも不足しているのは周知のとおりである。「高山二〇一」。

よって、現状はまず、記録を移管させる体制の確立に主眼が置かれている。だが時には、その現状から一步離れて、アーカイブズの存在を眺めてみる必要もあるだろう。なぜなら、アーカイブズもまた、行政をはじめとした業務システムの一翼を担っているのであるから。それは、業務文書が最後に行きつく場所という意味だけではなく、アーカイブズに保管させるということそのものが、行政の業務を大きく変える要因となっているという意味でもある。文書管理の厳格な導入は、新たな制度の創造であるが、従来の慣行や価値観を含めた古い制度もまた同様に残されていることにも留意しなくてはならない。制度全体から考えていかなない限り、制度内のエントロピーは増大し蓄積する。結果として、必要な文書が残されない、もしくは意図的に作られなくなるといった逆説すら起こりうる。

記録を残すことと、記録を作ることは表裏の関係にある。記録が保存される体制を構築するには、文書が作成される現場からアーカイブズに保存されるまでの一連の過程を、これまで以上に、業務の現場に即して洗練させていくことが求められる。

註

(1) 筆者は、一九九八年に海上自衛隊に入隊し、艦艇幹部として八年ほど勤務し、二〇〇六年に一等海尉で退官した。本稿の実務経験に基づく記述は、筆者の自衛官時代の経験に基づ

いており、すべての公務員に妥当する経験とは言えないかもしれない。また筆者の専門は、国際政治学的人道的介入という分野である。国連や各国の公文書を研究資料とはして

も、公文書館等を利用して、記録を「発見」しての研究を行っているわけではない。しかしながら、アーカイブズ論において実務経験に基づく論稿は数が少ない。またなぜ記録が残されないのか、という点についての論稿も、管見の限り見当たらぬ。よって、あえて本稿を試論として執筆した次第である。

(2) 本証言は、二〇二二年一月某日に東京にて実施したインタビューに基づく。

(3) その若泉敬の資料に対する対応が興味深い。若泉は、『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』出版に際して、その根拠となる史料をすべて編集者に託した「森田二〇一一、一三九頁」。その一方で、若泉自身の記録、蔵書、手紙、その他一切の資料を、若泉は晩年にすべて焼却したのである「後藤二〇一〇、三五七頁」。

(4) 密約の効力はそれほど大きくないと考えられる。国の代表同士の取り決めであったとしても、国家による批准手続きがなければ、法的拘束力を持たない。いわば紳士協定に

過ぎなくなる。密約を盾に、相手方に対して不履行を訴えるのは、困難である。例えば、民法においても、公序良俗に反する取り決めは効力を持たないとされるが、密約を訴え出て、不利益を蒙った側が原状回復を訴えるのは、自らの不明と不当を暴露することにもなり、利益がない。密約は双方が守ることに利益がある場合のみ、効力を有することになる。実際佐藤自身「書いて署名したところで、それは相互信頼がなければどうしようもない」と述べている「若泉一九九四、三八七頁」。

(5) 現代における記録手段の多様化は、あらためて指摘するまでもないだろう。これら多様な手段をいついかなる場面で活用していくのか、検討が必要である。参考に筆者の経験を述べる。海上自衛隊の艦艇においては、衝突事故等の不測事態への対応を記録するため、艦橋にテープレコーダーを装備していた。不幸なことに、某艦航海長としての私の前任者は、それを活用することになったという「実績」もある。

〔参考文献〕

- 青山英幸『アーカイブズとアーカイバル・サイエンス―歴史的背景と課題』岩田書院、二〇〇四年
- P・ヴィダル・ナケ『記憶の暗殺者たち』（石田靖夫訳）人文書院、一九九五年
- 鎌田正『春秋左氏伝 三』、新釈漢文大系32、明治書院、一九七七年
- ぎょうせい公用文研究会編『最新公用文用字用語例集…改定常用漢字対応』ぎょうせい、二〇一〇年
- 後藤乾一『沖繩核密約』を背負って―若泉敬の生涯』岩波書店、二〇一〇年
- 小松芳郎『平成の市町村合併と公文書保存―国への要請と国からの要請をうけて』、台湾史研究部会編『現代の公文書史料学への視座』、中京大学社会科学研究所、二〇〇六年
- 榊東行『三本の矢』上下、早川書房、一九九八年
- 瀬畑源『公文書をつかう―公文書管理制度と歴史研究』青弓社、二〇一一年
- 高山正也『時を貫く記録の保存―日本の公文書館と公文書管理法』、全史料協近畿部会編『時を貫く記録の保存―日本の公文書館と公文書管理法』岩田書院、二〇一一年
- 内藤湖南『支那に於ける史の起源』、『内藤湖南全集第七卷』筑摩書房、一九七〇年
- 永岑三千輝『ホロコーストの力学 独ソ連・世界大戦・総力戦の弁証法』青木書店、二〇〇三年
- 廣瀬淳子『大統領記録の公開―大統領記録法とオバマ政権の大統領記録に関する大統領令―』、『外国の立法』第二四〇号、国立国会図書館、二〇〇九年
- ジョン・ヘーガン『戦争犯罪を裁く―ハーグ国際戦犯法廷の挑戦』（本間さおり訳、坪内淳監修）下、NHKブックス、

ルドルフ・ヘス 『アウシュヴィッツ収容所』（片岡啓治訳）、講談社、一九九九年

森田吉彦 『評伝 若泉敬 — 愛国の密使』 文藝春秋、二〇一一年

若泉敬 『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』 文藝春秋、一九九四年

Dallaire, R. A. (2000) "Command Experiences in Rwanda", *The Human in Command Exploring the Modern Military Experience*,

Kluwer Academic Pub

The Ethics of not Leaving Records :
An Exploration from the Perspectives of Political Science and
Practical Application

OHBA Hirotsugu

Abstract

This paper gives possible answers to the questions of whether it may be permissible to not leave records in spite of the ethics requiring record-keeping. This Paper presents three reasons for not leaving records, I present these as three types of clashes that can result from the application of the ethics requiring record keeping : clashes over interests, clashes in regard to effectiveness, clashes in regard to other ethics.

In summary, there may be situations in which the ethics of record-keeping should not be applied.